

# 《給与事務の手引》抜すい

別添 1

- b 二次救急病院群輪番制参加病院の宿直医が、急患等やむを得ない患者を診療するための勤務
- c 宿直医以外の医師が、呼出し又は宿直医の依頼を受けて急患等やむを得ない患者を診療するための勤務  
(病院業務手当(救急医療加算額)の支給された時間区分(病院業務手当(救急医療加算額)支給要領(平成8年3月29日付医職第1408号)第4に規定する区分をいう。)の勤務を除く。)
- d 臨床研修指導医が研修プログラムに基づき、臨床研修医の指導(a, b及びcの診療のための勤務を除く。)又は研修記録の作成等研修業務のための勤務

	正規の勤務時間が割り振られた日(休日除く)	週休日	休日
正規の勤務時間内 (8:30~17:15)		125/100	休日給 125/100
時間外 (6:00~8:30)	経験年数に応じ 給料月額額の13%~30%	125/100	125/100
(17:15~22:00)	当直時急患診療(二次救急輪番病院に限る)、 勤務時間に引き続く手術等 40/100		
深夜 (22:00~6:00)	160/100		

## 正規の勤務時間が割り振られた日(休日給の支給対象日除く)

宿直医の診療業務	40/100	160/100	40/100
手術、緊急検査による診療	40/100	160/100	40/100
入院患者呼出しによる診療	40/100	160/100	40/100
外来急患呼出しによる診療	呼出手当	呼出手当	呼出手当
		160/100	
その他の診療業務		160/100	
診療業務外の業務	定 率 部 分		

※ 40/100 部分は  
2次救急病院に限る。

時 間 17:15 22:00 6:00 8:30

## 週休日及び休日

宿直医の診療業務	160/100		125/100		160/100
外来急患呼出しによる診療	呼 出 手 当				
	160/100		125/100		160/100
その他の診療業務	160/100		125/100		160/100
診療業務外の業務	定 率 部 分				

時 間 0:00 6:00 8:30 17:15 22:00 24:00

※休日における8:30~17:15については、休日給である。

勤務1時間当たりの手当額×時間数(銭位まで求める。)……②

$$\begin{aligned}
 & \text{勤務1時間当たりの手当額} = \frac{\text{給料の月額} + \text{調整手当の額}}{40\text{時間}(1\text{週(勤務週)}) \times 52\text{週} = 2,080\text{時間}} \times \text{割合} \\
 & \text{(銭位まで求める)}
 \end{aligned}$$